



<報道発表資料>

令和4年1月18日

令和3年度「彩の国経営革新モデル企業」の指定式を行います  
—大山畳店、大こくや、街活性室株式会社—

埼玉県では、県が承認した「経営革新計画」を実践したことにより、売上の増加や雇用の創出など、県内中小企業の模範となるような優れた成果を上げた企業を「彩の国経営革新モデル企業」として指定しています。

令和3年度は、大山畳店、大こくや、街活性室株式会社を「彩の国経営革新モデル企業」として指定し、下記の通り指定式を行います。

●指定企業の概要

(五十音順・詳細は別添資料参照)

企業名	経営革新計画テーマ
大山畳店 (八潮市／畳等生活雑貨製品製造業)	『特許たたみ』の販売促進で事業向上を目指す。
大こくや (さいたま市／菓子・パン小売業)	今までにない新食感！とけないアイス 「くずバー」の販路開拓による利益向上
街活性室株式会社 (鴻巣市／他に分類されないその他の 事業サービス業)	地域活性化事業モデルの構築と広域展開

●指定式の概要

日時 令和4年2月3日(木) 13:00~14:00  
場所 知事公館大会議室(さいたま市浦和区常盤4-11-8)  
県出席者 知事

●その他

展示商談会「オンライン彩の国ビジネスアリーナ2022」(1月25日(火)~2月14日(月))において、受賞企業の展示を行います。ぜひ御覧ください。

## ●令和3年度「彩の国経営革新モデル企業」について

産業支援課ホームページ（下記URL）を御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/r2model/20200713.html>



## ●経営革新モデル企業指定制度の概要

### 1 モデル企業とは？

埼玉県より承認を受けた「経営革新計画」の実践によって、売上の増加や雇用創出など、着実な成果を上げた企業を「彩の国経営革新モデル企業」として指定します。

※ 「経営革新計画」は、「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業者等（※令和3年の法改正により現在は対象が特定事業者となっています）が経営の向上を目指すべく新たな事業活動の計画を作成し知事の承認を受けるものです。県では、より多くの中小企業に経営革新計画に取り組んでいただくよう、計画策定・実行のための専門家派遣などの支援を行っています。

### 2 申請要件

次の（１）～（４）のすべてを満たす中小企業者であること。

- （１）計画期間が令和3年6月末日までに終了していること。
- （２）原則として法で定めた経営指標の目標伸び率を達成していること。
- （３）経営革新計画の成果が、売上の増加や雇用創出など、他企業の模範となること。
- （４）経営革新計画に基づく取組を公開することが可能であること。

### 3 選考方法

選定委員会での審査を経て、埼玉県が決定。